

第四次うるま市地域福祉計画 第4次うるま市地域福祉活動計画 (うるま市成年後見制度利用促進基本計画)

(計画の期間：令和4年度～令和8年度)

地域福祉とは？

地域福祉とは、「住民による地域支えあい」のことです。身近な地域でのつながりによって、お互いに支えたり、支えられたりしながら、地域で安全・安心して暮らしていけるように、意識し、行動していこうというものです。

この計画は？

この計画は、一人ひとりが地域で支えあいながら共に暮らしていく「地域共生社会の実現」を目指して策定しています。そして、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心して暮らしていけるよう、住民一人ひとりの複雑化・複合化する地域生活課題を「我が事」と捉えながら世帯を「丸ごと」支援するための取り組みを掲げるものです。



地域共生社会とは、

性別、世代、国籍、障がいの有無、などを超えてつながり、住民同士がお互いを認め合い、支えたり支えられたりしながらともに地域で生活していく社会を指しています。

うるま市民の地域観（意識調査結果より）

★市民が地域の支えあいに期待すること (複数回答)

期待 No.1 災害・緊急時の助け合い
(63.1%)

期待 No.2 一人暮らし高齢者等の
見守りや声かけ (58.2%)

期待 No.3 地域の清掃など環境美化
(43.0%)

★市民が、地域福祉の取り組みで 重視すべきと思っていること

重視 No.1 いじめ、児童虐待、高齢者虐待、
障害者虐待、DV、自殺などの早期
発見、早期対応策の充実 (43.7%)

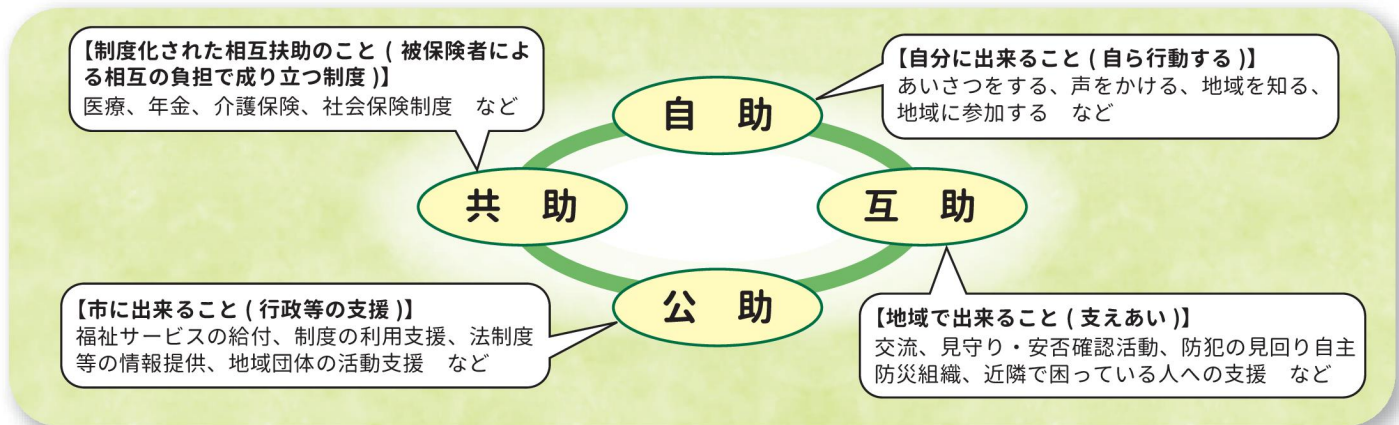
重視 No.2 生活困窮世帯への支援対策
(就労、相談、食糧支援) (39.4%)

重視 No.3 思いやり、やさしいところを育む
福祉教育の推進 (34.4%)

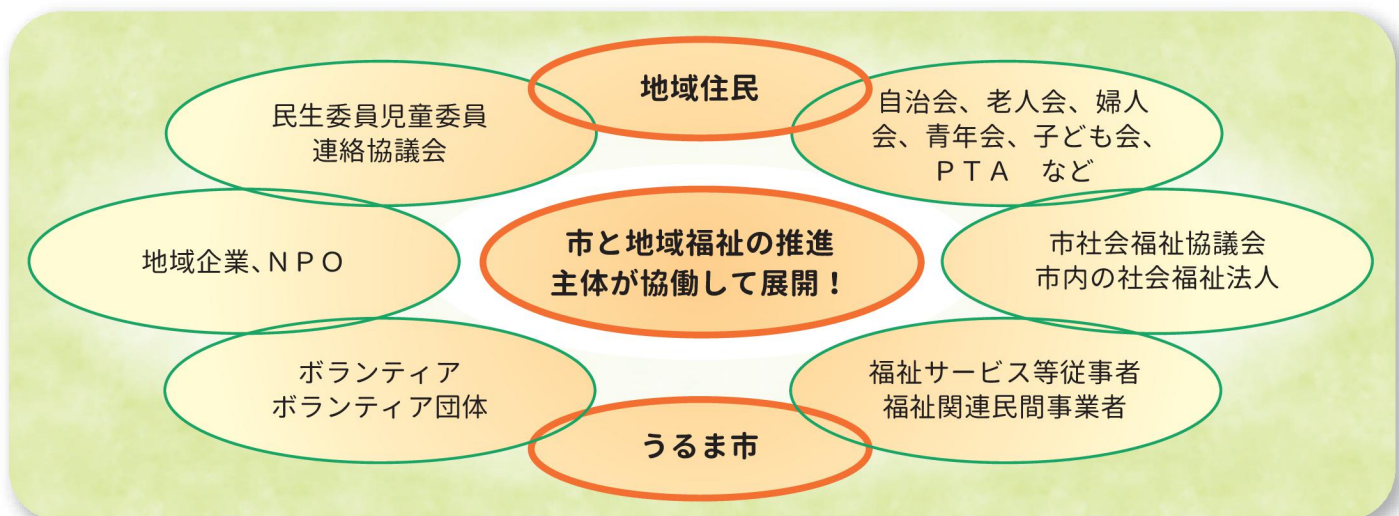
みんなの「つながり」が地域の力になります！

複雑化・複合化する困り事に対応するために、「自分たちにできること」、「地域にできること」、「行政が支援すること」など、市民、地域、行政などがそれぞれ協働して困りごとの解決に向けて努力していくことが大切です。

「自助・互助・共助・公助」が相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉推進に必要です。



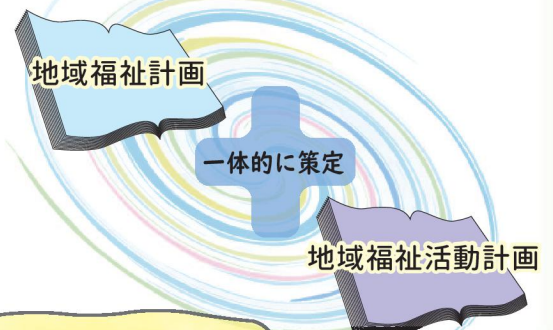
◎地域住民及び地域団体、地域福祉活動や福祉関連事業を行う事業所や関係者も、共に地域の福祉活動を展開していこう！



市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と「一体的」に策定

市の福祉活動においては、うるま市社会福祉協議会が民間の地域福祉推進役として大きな役割を担っています。

このため、本計画は、うるま市の「地域福祉計画」と、うるま市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、市と社協が協働して、地域福祉を推進していきます。



社会福祉協議会とは、

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



基本理念

誰もが共に支えあう“いーやんべー”のまちづくり

支えあいの地域社会の中で、誰もが健やかに安心して暮らせる、居心地の良い、まち

地域社会を形成していくにあたっては、誰もが年齢、性別、国籍、障がいの有無などで差別を受けたり、偏見を持たれることなく、人としての尊厳や基本的権利が守られ、等しく社会参加の機会が保障されなければなりません。

また、困り事は誰にでも起こりえる課題であると受け止め、互いに相手を思いやり、助け合うことが大切であるという共通の価値観を持ち、全ての住民が安心して、共に暮らしていける地域づくりに参画していくことが求められます。

多様性社会の中で、誰一人取り残さない、持続可能な社会を築いていくために、地域の誰もが互いに協力し支えあう地域づくりを目指していきます。

基本目標１ 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり (地域人材を確保・育成します)

地域活動を進める上では住民参加が不可欠であるため、地域福祉の意識向上を図りながら、自治会活動の活性化や地域に参加しやすい環境づくり、ボランティアへの参加促進等について推進します。

基本目標２ 人と人との「支えあう」ための地域環境づくり (地域で支えあう仕組みをつくりまします)

隣近所のあいさつから始まり、声かけや相談、手助けを行うなどの支えあいを広げるとともに、支援を必要としている人を発見し、相談や住民による支援および制度・サービス利用などにつなげていく体制をつくるなど、支えあいのまちづくりを推進します。

また、犯罪や災害から住民を守り、安心して暮らしていけるよう地域と連携した対策の充実を図ります。

基本目標３ 安心して暮らすための地域環境づくり (地域の包括的支援体制を整えます)

一人ひとりの地域生活課題は複雑化・複合化しており、課題をくみ取り、相談から支援へとつなぐ包括的な体制づくりを図ります。また、移動支援や感染症予防対策、さらに、生活困窮世帯の自立支援、子どもの貧困対策、権利擁護など、支援を必要とする人への対策についても充実を図ります。

重点施策

(1) 福祉意識の醸成

地域福祉の推進では、住民の参加が必要であるため、住民の地域福祉意識の醸成を図ります。また、地域の福祉力向上のための地域活動の担い手の確保や参加しやすい環境づくり、地域活動やボランティア活動への参加促進等を推進します。

(2) 自治会の活性化

自治会加入率の低下、地域行事や地域福祉活動など自治会活動の担い手の不足など様々な課題を解決するため、自治会への加入促進や参加しやすい環境づくり、自治会の活性化に取り組みます。

(3) 小地域福祉ネットワークの組織化

社会福祉協議会との連携により小地域福祉区を単位として、地域住民が身近な生活課題について話し合い、その課題解決に向けて地域住民が主体的に活動していけるよう、地域福祉推進のための住民組織の立ち上げを支援していきます。

(4) 地域企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進

企業による地域見守り活動やフードドライブへの協力など地域福祉活動への参加促進を図ります。
また、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域貢献活動を促進し、地域の社会資源の一翼を担っていただき地域福祉の推進を図ります。

(5) 包括的な支援体制の整備

住民の抱える地域生活課題は複雑化・複合化しています。一人ひとりに寄り添いながら、包括的な視点に立った相談と支援を実施する体制づくりを構築します。

(6) 権利擁護の推進

社会福祉協議会内に設置する「うるま市権利擁護センター」を中心に、認知症や知的障がい等で判断力が不十分な方への権利擁護の推進や、成年後見制度の利用促進を図ります。

(7) 基幹福祉圏域の見直し

一人ひとりの高齢者やすべての市民に必要な支援が円滑に行き届くように、「基幹福祉圏域（民生委員児童委員協議会の活動範囲）」と「日常生活圏域（介護保険事業計画）」が同じ圏域設定で展開されることを目指し、計画期間の中で関係課、関係機関との調整を行っていきます。

【施策の詳細】

基本目標Ⅰ 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域人材を確保・育成します）

＜うるま市の取り組み＞

＜社会福祉協議会の取り組み＞

1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保

(1) 人権の意識啓発の推進	①人権啓発活動の支援 ②男女共同意識の啓発 ③多様性（ダイバーシティ）の意識啓発 ④人権教育・啓発の推進	①多様性（ダイバーシティ）の意識啓発 ②人権尊重の啓発
(2) 福祉意識の醸成	①地域共生社会についての啓発・広報 ②手話（意思疎通）の普及啓発 ③福祉教育の推進	①ふくし教育講師幹旋事業（ボランティアセンター） ②地域と連携した福祉教育の推進（地域づくり支援事業） ③地域共生社会についての啓発・広報
(3) 地域人材の確保と育成	①認知症サポーター養成講座 ②手話奉仕員養成講座 ③放課後子ども教室における地域人材の確保 ④保育サポーターの養成	①地域人材の育成 ②手話・点訳・音訳奉仕員の育成
(4) 民生委員・児童委員の確保、活動の推進	①民生委員・児童委員の確保及び活動内容の広報啓発 ②民生委員・児童委員活動の推進	①民生委員・児童委員との協働・活動支援

2. 自治会の活性化推進

(1) 自治会への加入、地域活動への参加促進	①自治会加入促進事業 ②自治会と福祉防災事業の連携づくり ③自治会や地域活動の情報発信の充実	①自治会活動の周知・広報の充実
(2) 自治会の活性化支援	①地域活動の支援充実 ②地域での環境美化活動への支援	①福祉協力会への支援（福祉協力会助成金交付事業）
(3) 自治会間の連携支援	①自治会間の情報共有等連携支援（自治振興事業）	①自治会間での情報交換の場づくり、協議体の開催（地域づくり支援事業、生活支援体制整備事業）

3. ボランティア活動の拡充

(1) ボランティアの確保・活動充実	①地域のボランティア活動の推進	①ボランティア団体の活動の充実・拡充（ボランティア団体活動支援助成事業） ②ボランティア活動体験等の機会の拡大 ③ボランティアサロンの充実
(2) ボランティアセンターの体制・機能の充実	①ボランティアセンター運営事業支援	①ボランティアセンターの体制・機能強化（ボランティアセンター運営事業）



基本目標2 人と人が「支えあう」ための地域環境づくり(地域で支えあう仕組みをつくります)

＜うるま市の取り組み＞

＜社会福祉協議会の取り組み＞

1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり

(1) 小地域福祉ネットワークの組織化

①小地域福祉ネットワークの組織化支援

①小地域ネットワークの組織化と組織の結成(地域づくり支援事業)

②生活支援体制整備事業による地域支えあい仕組みづくりの支援

③各基幹福祉圏域等での研修会、情報交換会等の実施

(2) コミュニティソーシャルワーカーの充実

①コミュニティソーシャルワーカーの充実

①コミュニティソーシャルワーカーの充実、資質向上(ふれあい総合相談事業)

2. 人と人とのつながりづくり

(1) 地域の居場所づくりの推進

①居場所づくりの推進

②属性を超えて交流できる居場所の確保検討

①居場所づくりやふれあいの機会の推進

②属性を超えて交流できる居場所の確保検討

(2) 地域での交流機会の創出

①うるま市福祉まつりの開催

②生涯学習フェスティバル

③自然とふれあう親と子のつどい

④コミュニティー・スクールの推進

①「うるま市福祉まつり」による交流機会の確保

②地域交流機会の促進

(3) 地域団体の活動への支援

①地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ、母子寡婦福祉会等)の活動への支援

①地域団体の活動への支援

②各地域団体の主体的活動と活性化のための相談、助言

3. 住民等の地域福祉活動の推進

(1) 地域住民の地域福祉活動促進と支援

①地域活動の支援充実(再掲)

①地域福祉活動等への支援

②地域づくり支援事業

(2) 小地域福祉活動組織(支えあい委員会)の育成支援

①小地域における活動組織の拡充と組織の強化

①小地域福祉活動組織(支えあい委員会)の拡充(地域づくり支援事業)

(3) 地域企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進

①市内企業のキャリア教育支援

②市内社会福祉法人の地域活動への参加促進

①企業との連携による地域の見守り推進(地域見守りネットワーク事業)

②地域企業との協働による地域福祉活動(フードドライブ等)

③社会福祉法人ネットワーク懇談会の開催

4. 防犯・防災対策の推進強化

(1) 地域における防犯対策の推進

①夜間街頭指導の推進

②ちゅらさん運動の啓発活動推進

③地域の防犯灯設置の充実

①防犯に関する情報の発信

②地域防犯活動の支援及び犯罪情報の発信

(2) 地域における防災対策の強化

①地震津波避難訓練の実施

②自主防災組織の強化

③災害時における福祉対策部体制設置訓練の実施

④福祉避難所の拡充

①災害ボランティアセンターの設置・運営

②自主防災組織との連携

③災害対応マニュアルに基づく平常時からの関係者とのネットワーク構築

④災害対応マニュアルの見直し

(3) 避難支援を必要とする人への支援体制づくり

①避難行動要支援者の支援体制の構築

①避難行動要支援者の支援体制構築への協力

②小地域ネットワーク活動組織と連携した避難支援体制づくりの支援

基本目標3 安心して暮らすための地域環境づくり（地域の包括的支援体制を整えます）

＜くうるま市の取り組み＞

＜社会福祉協議会の取り組み＞

1. 包括的な支援体制の構築

(1) 包括的相談支援体制の整備	①包括的相談支援体制の整備 ②分野別センター機能の専門相談の充実及びネットワークの構築 ③各分野の相談窓口の充実	①総合相談支援体制の機能強化（ふれあい総合相談支援事業） ②各種相談員の確保と質の向上 ③民生委員・児童委員や自治会等地域との連携による相談支援の充実
(2) 必要なサービスを受けられる情報発信の充実	①情報発信・情報提供の充実	①情報発信の充実 ②点字・声の広報等発行事業
(3) 重層的支援体制整備事業に向けた体制づくり	①重層的支援に向けた既存事業・施策の整備 ②複雑化・複合化した事案に対する重層的支援会議の仕組みづくり	①市の重層的支援体制との連携

2. 住みやすい地域環境の充実

(1) 移動手段の創出	①移動手段の創出	①社会参加促進事業の実施 ②移動支援や買い物支援の推進
(2) 感染症予防対策の推進	①感染症予防対策の推進 ②サービス事業所や保育所等への感染症予防対策の啓発・指導	①感染症予防対策の充実

3. 支援が必要な人への対策の充実

(1) 生活困窮世帯自立支援の推進	①生活困窮世帯の自立支援の充実	①生活困窮者自立支援に関わる各種関係者との連携強化 ②生活福祉資金貸付事業や福祉金庫による生活費等の貸し付けの実施 ③法外援助事業による生活援助金等の給付の実施 ④食糧提供支援（フードドライブ）の実施
(2) 子どもの貧困対策の推進	①子どもの貧困対策ネットワークの強化 ②貧困対策支援員の配置 ③子どもの居場所づくり支援 ④就学援助 ⑤若年妊産婦の居場所支援	①子ども支援に必要な各種関係者との連携強化 ②生活福祉資金貸付事業（教育支援資金）や福祉金庫による貸し付けの実施 ③法外援助事業による生活援助金（学用品、被服費）等の給付の実施 ④食糧提供支援（フードドライブ）の実施（再掲） ⑤子どもの居場所づくりの支援 ⑥地域の学習支援活動の支援
(3) ひとり親世帯への支援	①ひとり親世帯への支援の充実 ②放課後児童クラブひとり親等支援事業	①ひとり親世帯等新入学児童激励事業の実施
(4) 居住の確保が困難な者への支援	①高齢者、障がい者、低所得者、外国人等に対する居住確保支援	①居住の確保支援に必要な各種関係者との連携強化
(5) 再犯防止に関する取組の推進	①再犯防止に関する取組の推進	

4. 権利擁護の推進

(1) 権利擁護センターを中心とした権利擁護の推進	①権利擁護センターの充実	①権利擁護センター事業の促進 ②金銭管理等の支援充実
(2) 成年後見制度の利用促進	①成年後見制度に関する周知・広報の充実 ②成年後見制度の利用支援	①成年後見制度の周知・広報・相談 ②成年後見制度の利用支援に関する関係機関との連携
(3) 虐待等防止のための体制充実	①虐待等防止のための体制の充実	①虐待等防止のためのつなぎ支援 ②虐待等防止の普及啓発

成年後見制度利用促進基本計画

この計画には、「うるま市成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込んで策定しています。

成年後見制度とは・・・

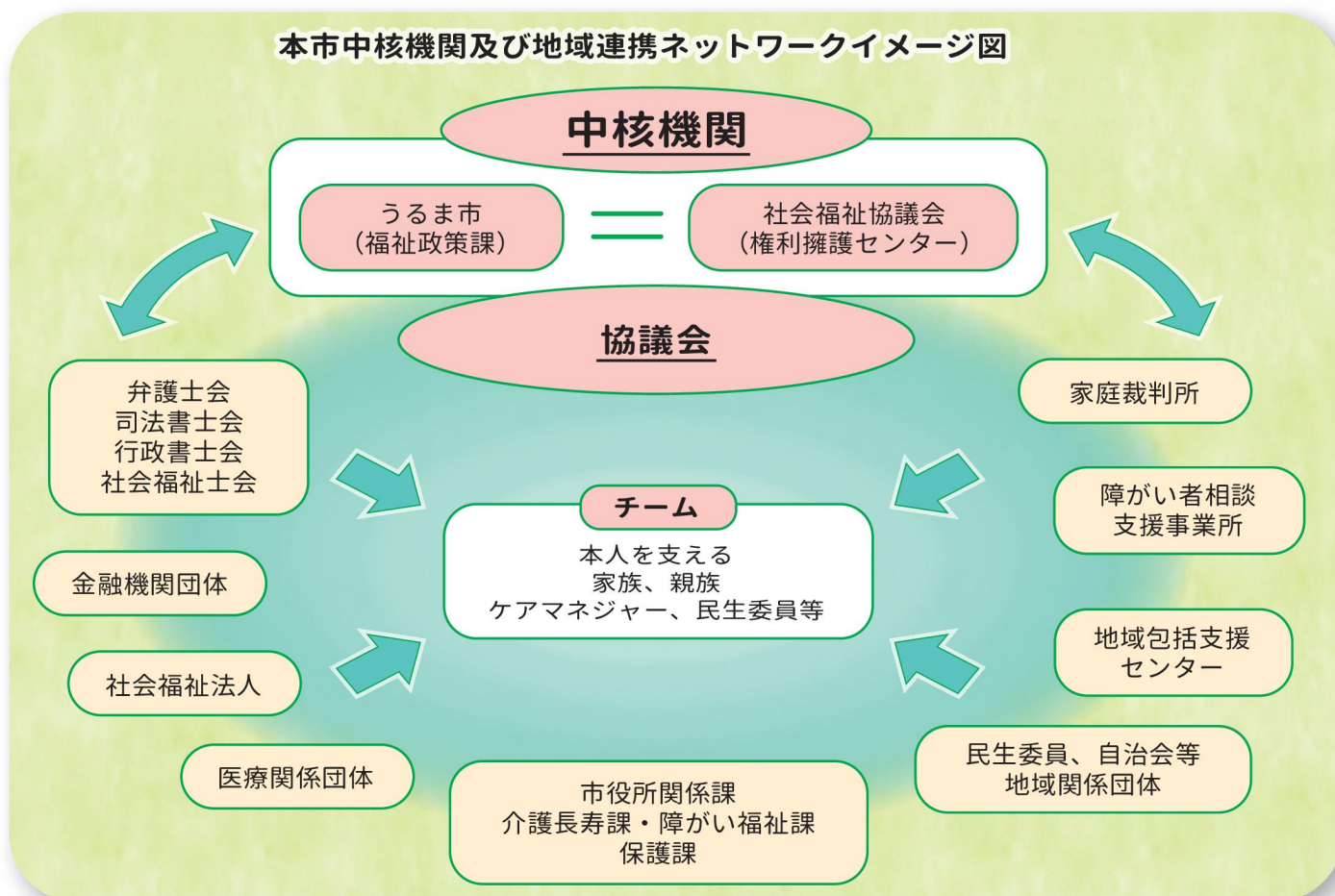
認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、成年後見人等が本人の不動産や預貯金等の財産を管理したり、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう利用契約の締結や医療費の支払いなどを行うことで、本人を法的に支援する制度です。

高齢化の進行に伴う認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が増加が進む中で、成年後見制度の利用ニーズも高まっていくことが予測されます。

計画の基本方針

一人ひとりの権利擁護と成年後見制度を理解し、
支援の必要な人を見逃さない地域連携ネットワークづくり

本市中核機関及び地域連携ネットワークイメージ図



発行 うるま市

企画・編集 福祉政策課

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL 098-989-0203

社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会

〒904-2214

沖縄県うるま市安慶名一丁目8番1号

(うるま市健康福祉センターうるみん 2F)

TEL 098-973-5459